

市意見の概要

1 届出概要

- (1) 店舗名称 ベイドリーム清水ショッピングセンター
- (2) 届出日 令和7年1月14日
- (3) 届出内容 法第6条第2項に基づく変更届
 - ・駐車場の位置及び収容台数
 - ・駐輪場の位置及び収容台数

2 審査の結果

市意見なし

3 「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」に基づく市の考え方

(1) 交通に係る事項

駐車場の位置及び収容台数並びに駐輪場の位置及び収容台数の交通に係る事項について審査した結果、必要な配慮がなされているため、大規模小売店舗立地法に定める市の意見はない。